

## 公共施設等運営権実施契約書の概要 (第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等)

- ・実施契約は、運営権事業を実施するにあたり、**県と運営権者が、実施方針に従い、事業内容、費用負担、運営等の方法、事業の継続が困難になった場合の措置等について契約を行うもの**（PFI法第22条）
- ・運営権者が、**実施契約書のほか、募集要項、要求水準書及び提案書類に従い事業を実施することを規定**

### 【契約内容の概要】

#### (1) 総則（第1条～第8条）

- 本事業は、「空港特定運営事業」と「ビル施設等事業」で構成する。  
空港特定運営事業・・・滑走路等空港施設、国際会館等の運営権対象施設の運営・維持管理  
ビル施設等事業・・・鳥取空港ビル（株）が有する施設等、運営権対象施設以外の運営・維持管理
- 運営権者は、本契約書、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を実施する。
- 本事業の収入は、全て運営権者の収入とし、資金調達は全て運営権者が行う。
- 運営権者は、本事業の実施に係る一切の責任を負う。（（9）リスク分担に定める場合を除く）

#### (2) ビル施設等事業の承継・準備、実施（第9条～第14条）

- 運営権者は、本事業開始予定日（令和9年4月1日。以下に同じ。）までに鳥取空港ビル（株）の全ての株式を取得し、同社からビル施設等事業（国内ターミナルビル、貨物ビル等の運営等）を承継する。
- 運営権者は、本契約締結後10日以内にビル施設等事業に関する業務承継計画書を県に提出する。
- 運営権者は、鳥取空港ビル（株）有するビル施設につき、同社に県との間で、県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結させる。（本事業終了時にビル施設を確保するための措置。契約の県の地位を次の運営者に譲渡等）
- 運営権者は、空港法及び鳥取空港設置管理条例に基づく空港機能施設事業者の指定を受ける。
- 運営権者は、要求水準を満たすようビル施設等事業を実施する。

#### (3) 空港特定運営事業の承継・準備等（第15条～第28条）

- 運営権者は、本事業開始予定日までに、①運営権対象施設の引渡し、②現運営権者（鳥取空港ビル（株））が当事者の契約・協定の承継、③県から関連備品・物品の貸付・譲渡、④空港供用規程・空港機能管理規程の作成に必要な手続き（契約・届出等）を完了する。
- 運営権者は、上記のほか次の空港特定運営事業の開始条件を充足する。
  - ・空港管理者賠償責任保険等の保険付保　・事業計画（全体・中期・単年度）の県承認、
  - ・着陸料等の国への届出　・事業継続計画の県承諾　等
- 運営権者は、本契約締結後10日以内に空港特定運営事業に関する業務承継計画書を県に提出する。
- 本事業開始後1年間に運営権対象施設等に物理的な不具合が発見された場合、県は契約不適合責任を負う。
- 県が設定した運営権は、上記の空港特定運営事業開始条件が満たされた場合に効力が発生する。
- 運営権者は、本契約書、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、空港特定運営事業を実施する。
- 運営権者は、鳥取空港ビル（株）が滑走路西側の県有未利用地（※）で実施している太陽光発電事業（発電事業者は中国電力（株））を承継し、当該発電事業で発電した電気を購入する。  
※H2 滑走路2,000m化の際、騒音対策として県の補償により集団移転した元住宅地。本県から鳥取空港ビル（株）に当該太陽光発電事業のため無償貸付（令和7年12月議会で議決）

#### (4) その他の事業実施条件（第29条～第31条）

- 運営権者は、本事業に係る業務について、必要に応じ第三者へ委託し又は請け負わせることができる。
  - ・1,000万円超の契約は、契約書の写しを県に提出する。
  - ・1,000万円以下の契約は、年間業務報告書に併せて契約概要を提出する。（県は必要に応じ契約書の提出を要求できる。）
- 運営権者は、事業期間中を通じて、自己の責任及び費用にて、空港管理者賠償責任保険等を付保する。

**(5) 計画及び報告（第 32 条～第 40 条）**

- 運営権者は、事業期間にわたる全体計画、5 年間の中期計画及び単年度計画を作成し、事業開始予定日までに（次期計画は、次期期間開始までに）県の承認を受ける。
- 運営権者は、各事業年度終了後、本事業の業務及び財務に関する年間業務報告書、財務諸表を作成し、県に提出する
- 運営権者は、各計画、年間業務報告、財務諸表をホームページで事業期間にわたって公表する。
- このほか運営権者は、本事業に関し県が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告する。

**(6) 更新投資等（第 41 条～第 46 条）**

- 運営権者は、運営権対象施設の更新投資（維持管理）を実施する。
- 運営権者は、運営権対象施設の新設及び改修（全面除却・再整備）はできない。
- 運営権者は、運営権者が所有する施設（非運営権対象施設）を整備（新設・改修・維持管理）することができる。この場合、当該施設が空港機能施設に該当する場合は、県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結する。
- 県は、公益上必要な場合、県が実施主体となり、運営権対象施設の更新投資を行うことができる。
- 運営権者は、現在、県が鳥取空港ビル（株）に委託して実施している滑走路端安全区域（RESA）拡張工事及び航空灯火 LED 化工事（国庫補助事業）を承継する。
- 運営権者は、県が貸付けた関連備品の更新投資（維持管理・買替）を実施する。

**(7) 利用に係る料金の設定・収受及び運営交付金（第 47 条・第 48 条）**

- 運営権者は、着陸料、空港航空保安施設使用料、旅客取扱施設利用料、テナント等の施設の利用に係る料金を設定、収受できる。
- 県は、運営権者に運営交付金を支払う。

**(8) リスク分担（第 49 条～第 56 条）**

- 本事業のリスクは、原則として運営権者が負担する。
- 運営権者の責めに帰さない著しい航空需要の変動、法令等変更、不可抗力を除く。
- 県は、不可抗力事象により運営権設定施設への物理的な損傷が発生した場合は、県が復旧する。

**(9) 適正な業務実施の確保（第 57 条～第 61 条）**

- 運営権者は、県の承認を得たセルフモニタリング計画書に基づき、セルフモニタリングを実施し、結果をホームページで公開。
- 県は、運営権者が関係法令及び要求水準を満たしているか、モニタリングを実施する。
- モニタリングの方法等は、本事業開始予定日までに、県が別途定める。
- 要求水準を満たしていない場合、県は是正の勧告・命令を行い、改善されない場合は、本契約を解除することができる。
- このほか県は、本事業の適正を期するため、P F I 法に基づき本事業の業務・経理の状況に関し報告を求め、調査し必要な指示をする。

**(10) 事業期間（第 67 条・第 68 条）**

- 事業期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 29 年 3 月 31 日までの 20 年間を基本とし、オプション延長（10 年）及び合意延長（5 年）（最長 35 年）を行うことができる。
- オプション延長・・・運営権者の希望により行使可能な延長
- 合 意 延 長・・・不可抗力事象発生時に運営権者が申請し、県が認める場合に可能な延長

**(11) その他（第 62 条～第 101 条）**

- ・運営権者の子会社等に関する制限
- ・誓約事項（運営権者は、事業期間中、法令等及び本契約の定めを遵守）
- ・契約の期間満了に伴う措置（県又は県が指定する第三者への事業・資産等の引継ぎ）
- ・契約の解除又は解除又は終了に伴う措置
- ・知的財産権の取扱い
- ・その他（契約の定めのない事項については、県及び運営権者が誠実に協議してこれを決定）